

令和4年分 収支内訳書（一般用）の書き方

稅務署

- この説明書は、「収支内訳書（一般用）」の作成方法などを説明しています。
 - 有限責任事業組合の組合事業から生じる事業所得がある方は組合事業ごとに、収支内訳書を作成する必要があります。
 - 収支内訳書の該当する箇所にそれぞれ記入してください。
 - ・ 特殊な経費がある場合には空欄となっている箇所に経費科目を設けて記入してください。
 - ・ 収支内訳書の太枠の箇所に該当する金額がある方は、必ず記入してください。
 - この説明書は、令和4年10月1日現在の法令等に基づいて説明しています。

【記載例（収支内訳書 1 ページ）】

「営業等」又は 「雑（業務）」	<p>事業所得のある方がその事業に係る収支内訳書を作成する場合には「営業等」に○印を付けます。業務に係る雑所得のある方がその業務に係る収支内訳書を作成する場合には「雑（業務）」に○印を付けます（※）。</p> <p>※ 業務に係る雑所得のある方がその業務に係る収支内訳書を提出する必要があるのは、前々年の業務に係る雑所得の収入金額（令和4年分の確定申告の場合、令和2年分の業務に係る雑所得の収入金額）が 1,000 万円を超える場合に限ります。</p>
--------------------	--

令和4年分の確定申告から スマホで収支内訳書の作成ができます！

スマホで国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から
収支内訳書・申告書の作成・送信ができます！

また、自動計算されるため、計算誤りがありません。

※パソコンでも収支内訳書や申告書の作成・送信ができます。

作成コード一覧



「自宅からのe-Tax」5つのメリット！

税務署への持参



確定申告期間の利用可能時間



※メンテナンス時間
を除きます

印刷·郵送代



還付金

**早期
還付**

添付書類



※一部の書類は除きます

**3週間程度で還付！
書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付**

収入金額	売上(収入)金額	① 本年中の売上(収入)金額を記入します。 なお、掛け売りなどのように、まだ実際に代金を受け取っていない売上げでも本年中に売り上げたものは、全て本年分の収入金額になります。
	家事消費	② 商品などを家事のために消費したり、贈与した場合に通常の販売価額を記入します。 ただし、販売価額のおおむね70%の金額と仕入金額のいずれか多い方の金額を記帳している場合は、その金額を収入金額とすることができます。
	その他の収入	③ 空箱の売却代金やリバートなどの収入を記入します。 なお、国や地方公共団体などから支給された助成金等で事業所得や業務に係る雑所得として課税の対象となるものがある場合には、当該助成金等の金額も含めて、この欄に記入します。 おって、消費税の課税事業者が、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)の経理処理を税込経理方式によっている場合に消費税等の還付税額があるときは、その還付税額(還付税額を本年分の未収入金に計上したときは、その未収入金に計上した金額)を含めて、この欄に記入します。 ※ 消費税等の経理処理については、3ページの「消費税等の経理処理について」を参照してください。
売上原価	期首商品(製品)棚卸高 期末商品(製品)棚卸高	⑤ 本年1月1日現在の商品などの棚卸高を記入します。 ⑧ 本年12月31日現在の商品などの棚卸高を記入します。
仕入金額 (製品製造原価)	⑥	本年中の商品などの仕入金額を記入します。 なお、本年中の掛け買いなどによる仕入れで、まだ代金を支払っていないものも含まれます。

[家事上の費用について]

①衣料費や食費などの家事上の費用、②店舗兼住宅について支払った地代家賃や火災保険料、固定資産税、修繕費などのうち、**住宅部分に対応する費用**、③水道料や電気料、燃料費などのうちに含まれている**家事分の費用**などは、**必要経費にはなりません**。
必要経費の中にこのような費用が含まれている場合には、これらの金額を除外します。
※ この②や③などの費用を家事関連費といいますが、家事関連費の家事分と事業(業務)分との区分は、使用面積や保険金額、点灯時間などの適切な基準によってあん分して計算します。

○必要経費の各科目の具体例

科 目	具 体 例
給 料 貸 金	⑪ 納料、賃金、退職金、食費や被服などの現物給与
外 注 工 賃	⑫ 修理加工などで外部に注文して支払った場合の加工賃など ※ 建設業などを営んでいる方の外注費も含まれます。
減 価 償 却 費	⑬ 建物、機械、船舶、車両、器具備品などの償却費 ※ 開業費や開発費、共同的施設の負担金や建物を賃借するための権利金などの繰延資産の償却費も、 収支内訳書2ページの「減価償却費の計算」欄 で計算してください。
貸 倒 金	⑭ 売掛金、受取手形、貸付金などの貸倒損失 ※ 雑所得を生ずべき業務について、既に収入金額とした売掛金などが回収不能になった場合は最寄りの税務署にお尋ねください。
地 代 家 賃	⑮ 店舗、工場、倉庫等の敷地の地代や店舗、工場、倉庫等を借りている場合の家賃など
利 子 割 引 料	⑯ 事業(業務)用資金の借入金の利子や受取手形の割引料など
租 稅 公 課	⑰ ①税込経理方式による消費税等の納付税額、事業税、固定資産税、自動車税、不動産取得税、登録免許税、印紙税などの税金、②商工会議所、商工会、協同組合、同業者組合、商店会などの会費や組合費 ※ 所得税及び復興特別所得税 (以下「所得税等」といいます。)、相続税、住民税、国民健康保険税、国民年金の保険料、国税の延滞税・加算税・過怠税、地方税の延滞金・加算金、罰金、料金、過料、交通反則金などは必要経費にはなりません。
荷 造 運 費	⑱ 販売商品の包装材料費、荷造りのための賃金、運賃
水 道 光 熱 費	⑲ 水道料、電気料、ガス代、プロパンガスや灯油などの購入費
旅 費 交 通 費	⑳ 電車賃、バス代、タクシー代、宿泊代
通 信 費	㉑ 電話料、切手代、電報料
広 告 宣 伝 費	㉒ ①新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどの広告費用、チラシ、折込み広告の費用、②広告用名入りマッチ、カレンダー、手ぬぐいなどの費用、③ショーウィンドーの陳列装飾のための費用
接 待 交 際 費	㉓ ①取引先などを接待する茶菓飲食代、②取引先などを旅行、観劇などに招待する費用、③取引先などに対する中元、歳暮の費用
損 害 保 険 料	㉔ 火災保険料、自動車の損害保険料
修 繕 費	㉕ 店舗、自動車、機械、器具備品などの修理代 ※ 資産の価額を増したり、使用可能期間を延長したりするような支出は、原則として、資本的支出となり、一の減価償却資産を取得したものとして減価償却を行います (4ページから6ページ参照)。
消 耗 品 費	㉖ ①帳簿、文房具、用紙、包装紙、ガソリンなどの消耗品購入費、②使用可能期間が1年未満かつ取得価額が10万円未満の什器備品の購入費
福 利 厚 生 費	㉗ ①従業員の慰安、医療、衛生、保健などのために事業主が支出した費用、②事業主が負担すべき従業員の健康保険、厚生年金、雇用保険などの保険料や掛金
雜 費	㉘ 事業(業務)上の費用で他の経費に当てはまらない経費

※ 必要経費の算入に当たり、明細書の添付が必要である場合は、明細書を併せて提出します。

○給料賃金の内訳及び○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 (給料賃金)	年末調整後の所得税等の源泉徴収税額を記入します。 なお、年の中途中で退職した人などで年末調整が行われない人については、本年中に徴収した所得税等の源泉徴収税額を記入します。
本年中の報酬等の金額	本年中に税理士や弁護士、公認会計士などに支払うことの確定した報酬や料金を記入します。
所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 (税理士・弁護士等)	本年中に支払うことの確定した報酬や料金で、まだ支払っていないものに対応する所得税等の源泉徴収税額も含めて記入します。

[専従者控除について（事業所得がある方のみ）]

あなたと生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上の親族が本年中に6か月を超える期間、事業に専ら従事している場合、その事業に従事している親族（事業専従者）1人につき、次の(1)と(2)のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。

- (1) **860,000円**（その事業専従者が配偶者以外の親族である場合は、**500,000円**）
(2) **（収支内訳書1ページの⑯の金額） ÷ （事業専従者数+1）**

詳しくは、国税庁ホームページのタックスアンサーをご覧いただけます。最寄りの税務署へお尋ねください。

（注1）農業や不動産貸付業、山林業も併せて営んでいる場合の控除額については、税務署にお尋ねください。

（注2）雑所得の計算上は、専従者控除を適用することはできません。

[消費税等の経理処理について]

(1) 収入金額及び必要経費の処理

消費税の課税事業者が、消費税等の経理処理を税込経理方式（消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分しないで経理する方式をいいます。）によっている場合は、消費税等相当額を含めた金額が収入金額又は必要経費になります。

なお、税抜経理方式（消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）によっている場合は、原則として消費税等相当額を除いた金額が収入金額又は必要経費になります。

※ 棚卸資産の棚卸高の計算や減価償却費の計算に当たっても、税込経理方式によっている場合には消費税等相当額を含め、税抜経理方式によっている場合には原則として消費税等相当額を除いて計算します。

なお、消費税の免税事業者については、消費税等相当額を含めた金額が必要経費になります（棚卸資産の棚卸高の計算や減価償却費の計算に当たっても、消費税等相当額を含めて計算します。）。

(2) 消費税等の納付税額及び還付税額の処理

消費税の課税事業者が、消費税等の経理処理を税込経理方式によっている場合の消費税等の納付税額は、消費税等の申告時に必要経費（租税公課）とするのが原則ですが、未払金に計上して本年分の必要経費（租税公課）にしても差し支えありません。

なお、消費税等の還付税額が生じた場合には、その還付税額は、還付を受ける時の収入金額（雑収入）にするのが原則ですが、未収入金に計上して本年分の収入金額（雑収入）にしても差し支えありません。

※ 消費税の課税事業者が、消費税等の経理処理を税抜経理方式によっている場合において、年末現在の仮受消費税等の金額と仮払消費税等の金額との差額と消費税等の納付税額又は還付税額とに差額が生じたときなど、ご不明な点は税務署にお尋ねください。

[消費税の課税事業者の判定（課税売上高が1,000万円を超える場合）について]

令和4年分の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、**令和6年分の消費税の課税事業者に該当します。**

新たに課税事業者となる場合には、『消費税課税事業者届出書（基準期間用）』^(注)を速やかに納税地の所轄税務署に提出してください。

※1 令和5年分の消費税の基準期間である令和3年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（令和4年1月1日から令和4年6月30日までの期間）の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、**令和5年分の消費税の課税事業者に該当します。**

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によるものとなります。

上記の判定により課税事業者となる場合には、『消費税課税事業者届出書（特定期間用）』^(注)を速やかに納税地の所轄税務署に提出してください。

※2 適格請求書発行事業者の登録を受けている場合は、基準期間における課税売上高にかかわらず、課税事業者となります。

※3 課税売上高とは、消費税の課税対象となる取引（事業活動に付随して行われる取引、例えば、事業用建物の売却なども含まれます。）の売上高をいいます。ほとんどの取引に係る売上高が課税売上高に該当しますが、土地の売却収入、社会保険診療報酬など、消費税の非課税取引に係る収入等は除かれます。

※4 高額特定資産の仕入れ等を行った個人事業者の方は、その仕入れ等を行った日の属する年分の翌年分以後において、事業者免税点制度の適用や簡易課税制度選択届出書の提出が制限される場合があります。

なお、消費税の一般的な事項や手続は『消費税のあらまし』^(注)を、申告や納税の手続は『消費税及び地方消費税の確定申告の手引き』^(注)を参照してください。また、主な消費税法の改正内容については、『消費税法改正のお知らせ』^(注)を参照してください。

（注）国税庁ホームページからダウンロードできます。

[記帳・帳簿等の保存制度について]

個人の白色申告者で事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税等の申告の必要がない方を含みます。）は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。なお、その年において雑所得を生ずべき業務を行う方でその年の前々年分のその業務に係る収入金額が300万円を超える方は、現金預金取引等関係書類の保存が必要です。詳しくは、国税庁ホームページの『個人で事業を行っている方の記帳・帳簿等の保存について』をご覧ください。

【記載例（収支内訳書2ページ】

○売上（収入）金額の明細

令和四年分以降用	売上先名	所在地	売上（収入）金額
○○(株)	○○○○○○		15,026,000 円
○○商店	○○○○○○		10,141,000
○○(有)	○○○○○○		8,337,000
○○商事	○○○○○○		7,819,000
上記以外の売上先の計			6,627,000
右記①のうち 軽減税率対象	うち	3,000,000 円	計 ① 47,950,000

○仕入金額の明細

仕入先名	所在地	仕入金額
△△(株)	○○○○○○	17,006,000 円
△△(有)	○○○○○○	7,837,000
△△商会	○○○○○○	5,469,000
△△商店	○○○○○○	5,133,000
上記以外の仕入先の計		3,384,000
右記⑥のうち 軽減税率対象	うち	2,000,000 円 計 ⑥ 38,829,000

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称 又は数量	取得年月	①取扱い資産額 (償却保証額)	②償却の基礎になる金額	③償却方法	④耐用年数	⑤償却率 (本年分の償却額)	⑥本年分の普通償却費 (④×⑤×⑥)	⑦本年分の特別償却費 (④×⑤×⑥)	⑧事業専用割合 (④×⑤×⑥)	⑨本年分の必要経費算入額 (⑥+⑧)	⑩本年分の償却残高 (期初残高-⑨)	摘要
木造建物(店舗)	50.0 H15.7	10,000,000 円	9,000,000 円	旧定額	22 年	0.046	414,000 円	-	80%	331,200 円	1,927,000 円	
シャッター	R4.9	(600,000)	600,000	定額	22	0.046	9,200	-	9,200	100	9,200	590,800
照明設備	1台 H16.1	(800,000)	40,000	-	-	-	8,000	-	8,000	100	8,000	16,000 均等償却
耐火壁	1台 H19.3	(700,000)	72,311	旧定額	15	0.142	10,269	-	10,269	100	10,269	62,042
レジスター	1台 R4.7	(260,000)	260,000	定率	5	0.400	52,000	-	52,000	100	52,000	208,000
一括償却資産	- R4.	(180,000)	180,000	-	-	1/3	60,000	-	60,000	100	60,000	120,000
計							553,469	-	553,469		470,669	2,923,842

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合のみ右欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	貸借物件	本年中の貸借料のうち 支払額(権利金等)	年の賃借料のうち 必要経費算入額
○○市△△町×-××	土地	240,000 円	192,000
○○ ○○			

○本年中における特殊事情

○利子割引料の内訳（金融機関を除く）

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金額等の金額	本年中の利子割引料	年のうち必要経費算入額



○売上（収入）金額の明細・仕入金額の明細

右記①・⑥のうち
軽減税率対象

「計」①・⑥欄のうち、消費税の軽減税率の対象となる金額をそれぞれ記入します。
なお、記入を省略しても差し支えありません。

※ 軽減税率制度・インボイス制度については、軽減税率制度・インボイス制度についてのチラシやパンフレットのほか国税庁ホームページ内の特設サイト (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>) をご覧ください。

○減価償却費の計算

償却方法	平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産		平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産		定額法	
	旧定額法	旧定率法	定率法			
			250%定率法	200%定率法		
			平成19年4月1日から 平成24年3月31までに取得 ^(※1)	平成24年4月1日 以後に取得 ^(※2)		
①取得価額 (償却保証額)	取得価額そのままの金額を記入します。		下段の括弧内に償却保証額（取得価額×保証率（5ページ参照））を記入します。			
②償却の基礎 になる金額	① 「取得価額×90%」の金額（漁業権や特許権などの無形固定資産は、取得価額そのままの金額）を記入します。 ② 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した年分の翌年分以後5年間において均等償却を行う場合には、「取得価額×5%」の金額を記入します。		① 前年末の未償却残高（「取得価額-前年末までの減価償却費の累積額」）の金額）を記入します。 ② 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した年分の翌年分以後5年間において均等償却を行いう場合には、「取得価額×5%」の金額を記入します。			
③本年中の 償却期間	税務署に届け出ている償却方法を記入します。		<ul style="list-style-type: none"> 届け出でない方は、旧定額法（鉱業用減価償却資産は旧生産高比例法）になります。 平成10年4月1日以後に取得した建物は旧定額法になります。 			
耐用年数	7、8ページの「主な減価償却資産の耐用年数表」を参照してください。					
④償却率又は 改定償却率	5ページの「減価償却資産の償却率等表」を参照してください。 また、一括償却資産の必要経費算入の適用を受ける場合には、「1/3」と記入します。		調整前償却額が償却保証額未満となる年分以後は耐用年数に応ずる改定償却率を記入します。			
⑤本年分の 普通償却費	資産を月中途で取得や譲渡、取壊しなどをした場合は、その月を1か月として計算した本年中の償却期間の月数を記入します。		「④×⑤×⑥」で計算した金額を記入します。 ※ 未償却残高が1円になるまで償却します。			

	平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産			平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産				
	旧定額法		旧定率法		定額法	定率法		
						250%定率法		
					平成19年4月1日から 平成24年3月31までに取得 ^(※1)	平成24年4月1日 以後に取得 ^(※2)		
○特別償却費	被災代替資産等の特別償却などの適用を受ける場合に、その特別償却額を記入します。							
③未償却残高 (期末残高)	次の金額を記入します。 (1) 本年中に取得した資産は、①の金額から④の金額を差し引いた金額 (2) 前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高（「取得価額－前年末までの減価償却費の累積額」の金額）から④の金額を差し引いた金額							
摘要	要	減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した年分の翌年分以後5年間において均等償却を行う場合には、「均等償却」と記入します。 次のような場合に応じ、それぞれ次のような事項を簡記します。 (1) 取得資産が中古である場合……その旨 (2) 資産を本年中に譲渡や取壊しなどをした場合……その月日、事由など (3) 譲渡や取壊しなどをした資産について本年分の償却を省略した場合……その旨 (4) 特別償却の適用を受ける場合……その特例名	調整前償却額が償却保証額未満となる年分以後は「改定償却」と記入します。 平成24年4月1日から 同年12月31日までに 取得した減価償却資産 について、250%定率法 により償却費の額を計算 することを選択している 場合には、「250%定率法」 と記入します。	平成24年4月1日から 同年12月31日までに 取得した減価償却資産 について、250%定率法 により償却費の額を計算 することを選択している 場合には、「250%定率法」 と記入します。	平成24年4月1日から 同年12月31日までに 取得した減価償却資産 について、250%定率法 により償却費の額を計算 することを選択している 場合には、「250%定率法」 と記入します。	平成24年4月1日から 同年12月31日までに 取得した減価償却資産 について、250%定率法 により償却費の額を計算 することを選択している 場合には、「250%定率法」 と記入します。	平成24年4月1日から 同年12月31日までに 取得した減価償却資産 について、250%定率法 により償却費の額を計算 することを選択している 場合には、「250%定率法」 と記入します。	

※1 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した減価償却資産について、200%定率法を適用する経過措置を受けることができます（平成25年3月15日までに『減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を受ける旨の届出書』を提出している方に限ります。）。

※2 平成24年4月1日から同年12月31日までに取得した減価償却資産について250%定率法により償却費の額を計算することを選択している場合は、「250%定率法」の各欄を参照してください。

○中古資産を取得した場合の耐用年数

法定の耐用年数ではなく、取得後の使用可能年数を見積もって耐用年数とすることができます。

取得後の使用可能年数の見積りが困難な場合は、大規模な改良をしていない限り、次の算式で計算した年数（その年数が2年未満となるときは2年とし、その年数に1年未満の端数があるときはその端数は切り捨てます。）を耐用年数とすることができます。

[算式]

① 法定耐用年数の全部を経過した資産

$$\text{法定耐用年数} \times 0.2 = \text{耐用年数}$$

② 法定耐用年数の一部を経過した資産

$$\text{法定耐用年数} - (\text{経過年数} \times 0.8) = \text{耐用年数}$$

○業務の用に供していない資産を業務の用に供した場合（転用した場合）の減価償却費の計算

業務の用に供していない減価償却資産を業務の用に供した場合の、その業務の用に供した後におけるその資産の減価償却費の額の計算に当たっては、国税庁ホームページを参照してください。

国税庁ホームページ参照：タックスアンサー「新築家屋等を非業務用から業務用に転用した場合の減価償却」

減価償却資産の償却率等表

1 旧定額法、定額法の償却率表

2 旧定率法、定率法の償却率等表

耐用年数	平成19年3月31日以前取得	平成19年4月1日以後取得	耐用年数	平成19年3月31日以前取得	平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得	耐用年数	平成19年3月31日以前取得	平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得	耐用年数
	旧定額法 償却率	定額法 償却率		旧定額法 償却率	250%定率法 償却率		旧定率法 償却率	250%定率法 償却率	
2	0.500	0.500	27	0.037	0.038	2	0.684	1.000	—
3	0.333	0.334	28	0.036	0.036	3	0.536	0.833	1.000
4	0.250	0.250	29	0.035	0.035	4	0.438	0.625	1.000
5	0.200	0.200	30	0.034	0.034	5	0.369	0.500	1.000
6	0.166	0.167	31	0.033	0.033	6	0.319	0.417	0.500
7	0.142	0.143	32	0.032	0.032	7	0.280	0.357	0.500
8	0.125	0.125	33	0.031	0.031	8	0.250	0.313	0.334
9	0.111	0.112	34	0.030	0.030	9	0.226	0.278	0.334
10	0.100	0.100	35	0.029	0.029	10	0.206	0.250	0.334
11	0.090	0.091	36	0.028	0.028	11	0.189	0.227	0.250
12	0.083	0.084	37	0.027	0.028	12	0.175	0.208	0.250
13	0.076	0.077	38	0.027	0.027	13	0.162	0.192	0.200
14	0.071	0.072	39	0.026	0.026	14	0.152	0.179	0.200
15	0.066	0.067	40	0.025	0.025	15	0.142	0.167	0.200
16	0.062	0.063	41	0.025	0.025	16	0.134	0.156	0.167
17	0.058	0.059	42	0.024	0.024	17	0.127	0.147	0.167
18	0.055	0.056	43	0.024	0.024	18	0.120	0.139	0.143
19	0.052	0.053	44	0.023	0.023	19	0.114	0.132	0.143
20	0.050	0.050	45	0.023	0.023	20	0.109	0.125	0.143
21	0.048	0.048	46	0.022	0.022	21	0.104	0.119	0.125
22	0.046	0.046	47	0.022	0.022	22	0.099	0.114	0.125
23	0.044	0.044	48	0.021	0.021	23	0.095	0.109	0.112
24	0.042	0.042	49	0.021	0.021	24	0.092	0.104	0.112
25	0.040	0.040	50	0.020	0.020	25	0.088	0.100	0.112
26	0.039	0.039				26	0.085	0.096	0.100

(注) この表にないもので、お分かりにならないものは、最寄りの税務署にお尋ねください。

減価償却費の計算方法	<p>【平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産】</p> <p>[定額法]</p> $\text{償却の基礎になる金額} \times \frac{\text{耐用年数に応ずる}}{\text{定額法の償却率}} \times \frac{\text{本年中に事業に使用していた月数}}{12} = \text{減価償却費}$ <p>[定率法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 債却の基礎になる金額 \times 耐用年数に応ずる \times 定率法の償却率 = 調整前償却額 $(\text{取得価額} - \text{前年末までの減価}) \times \frac{\text{耐用年数に応ずる}}{\text{定率法の償却率}} = \text{調整前償却額}$ ② 取得価額 \times 耐用年数に応ずる保証率 = 債却保証額 「調整前償却額」と「債却保証額」を比較した結果に応じ次の算式によります。 <ul style="list-style-type: none"> ・「調整前償却額」\geq「債却保証額」の場合 $\text{調整前償却額} \times \frac{\text{本年中に事業に使用していた月数}}{12} = \text{減価償却費}$ ・「調整前償却額」$<$「債却保証額」の場合 $\text{改定取得価額} \times \frac{\text{耐用年数に応ずる}}{\text{改定償却率}} \times \frac{\text{本年中に事業に使用していた月数}}{12} = \text{減価償却費}$ <p>※ 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した減価償却資産と平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産では、定率法の償却率等が異なります。</p> <p>※ 改定取得価額とは、最初に調整前償却額が債却保証額に満たないこととなる年の1月1日における未償却残高をいいます。</p> <p>※ 未償却残高が1円になるまで償却します。</p> <p>【平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産】</p> <p>[旧定額法]</p> $\text{償却の基礎になる金額} \times \frac{\text{耐用年数に応ずる}}{\text{旧定額法の償却率}} \times \frac{\text{本年中に事業に使用していた月数}}{12} = \text{減価償却費}$ <p>[旧定率法]</p> $\text{償却の基礎になる金額} \times \frac{\text{耐用年数に応ずる}}{\text{旧定率法の償却率}} \times \frac{\text{本年中に事業に使用していた月数}}{12} = \text{減価償却費}$ <p>※ 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達するまで、上記算式で計算します。</p> <p>※ 前年末までの減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した場合には、その達した年分の翌年分以後5年間において、次の算式により計算した金額を減価償却費として償却を行い、1円まで償却します。</p> <p>[算式]</p> $(\text{取得価額} - \text{取得価額の95%相当額} - 1\text{円}) \div 5 \times \frac{\text{本年中に事業に使用していた月数}}{12} = \text{減価償却費}$
------------	---

※ 取得価額……建物、機械などの取得価額には、購入代金や建築費などのほか、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税などその資産を取得するために支払った費用やその資産を事業に使用するために支払った費用が含まれます。

なお、取得価額や償却の基礎になる金額の計算に当たっては、次のような点に注意してください。

① 資本的支出がある場合……原則としてその支出した金額を一の減価償却資産の取得価額とします。

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産に資本的支出を行った場合には、その資本的支出を行った減価償却資産に係る取得価額に資本的支出の金額を加算することができます。

定率法を採用している減価償却資産について資本的支出を行った場合には、その支出した年の翌年1月1日において、その資本的支出を行った減価償却資産の期首未償却残高と、その資本的支出により取得したものとされた減価償却資産の期首未償却残高との合計額を、その取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものとすることができます（ただし、その資本的支出を行った減価償却資産とその資本的支出により取得したものとされた減価償却資産の償却率が異なる場合を除きます。）。

そのほか、同一年中に複数回行った資本的支出につき定率法を採用している場合の特例もあります。

② 資産を取得するための借入金の利子がある場合……その資産を使用するまでの期間に対応する利子については、取得価額に含めても、そのまま必要経費にしても差し支えありません。

③ 代替資産や買換資産などの場合……譲渡所得の計算の特例を受けた場合の代替資産、買換資産などや相続、遺贈又は贈与により取得した資産の取得価額については、従前の資産の取得価額や被相続人などの取得価額を引き継ぐなど特別の計算をする場合があります。

〔少額な減価償却資産について〕

減価償却資産（一定のリース資産を除きます。）で、取得価額が10万円未満のもの（令和4年4月1日以後に取得したもので貸付け（主要な業務として行われるもの）の用に供したもの）を除きます。又は使用可能期間が1年未満のもの（いわゆる少額な減価償却資産）については、減価償却をしないで、使用した時にそのままの取得価額になります。

〔一括償却資産について〕

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産（一定のリース資産、少額な減価償却資産及び令和4年4月1日以後に取得したもので貸付け（主要な業務として行われるもの）の用に供したもの）については、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。この場合、「④償却率又は改定償却率」欄に「1/3」と記入します。

○地代家賃の内訳

本年中の賃借料・ 権利金等	本年中に支払うことの確定した金額を記入します。この場合、権利金や更新料は上段に、 賃借料は下段にそれぞれ記入し、権利金は「権」を、更新料は「更」を○で囲んで表示します。
------------------	---

○利子割引料の内訳

本年中の利子割引料	本年中に支払うことの確定した金額を記入します。
-----------	-------------------------

主な減価償却資産の耐用年数表

建 物

構造・用途	細 目	耐用年数
木造・合成樹脂造のもの	事務所用のもの 店舗用・住宅用のもの 飲食店用のもの 旅館用・ホテル用・病院用のもの 車庫用のもの 公衆浴場用のもの 工場用・倉庫用のもの（一般用）	24 22 20 17 17 12 15
木骨モルタル造のもの	事務所用のもの 店舗用・住宅用のもの 飲食店用のもの 旅館用・ホテル用・病院用のもの 車庫用のもの 公衆浴場用のもの 工場用・倉庫用のもの（一般用）	22 20 19 15 15 11 14
鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造のもの	事務所用のもの 住宅用のもの 飲食店用のもの 延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が30%を超えるもの その他のもの 旅館用・ホテル用のもの 延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が30%を超えるもの その他のもの 店舗用のもの 病院用のもの 車庫用のもの 公衆浴場用のもの 工場用・倉庫用のもの（一般用）	50 47 34 41 31 39 39 39 38 31 38
れんが造・石造・ブロック造のもの	事務所用のもの 店舗用・住宅用・飲食店用のもの 旅館用・ホテル用・病院用のもの 車庫用のもの 公衆浴場用のもの 工場用・倉庫用のもの（一般用）	41 38 36 34 30 34
金属造のもの	事務所用のもの 骨格材の肉厚が、 ①4 mmを超えるもの ②3 mmを超えて、4 mm以下のもの ③3 mm以下のもの 店舗用・住宅用のもの 骨格材の肉厚が、 ①4 mmを超えるもの ②3 mmを超えて、4 mm以下のもの ③3 mm以下のもの 飲食店用・車庫用のもの 骨格材の肉厚が、 ①4 mmを超えるもの ②3 mmを超えて、4 mm以下のもの ③3 mm以下のもの 旅館用・ホテル用・病院用のもの 骨格材の肉厚が、 ①4 mmを超えるもの ②3 mmを超えて、4 mm以下のもの ③3 mm以下のもの 公衆浴場用のもの 骨格材の肉厚が、 ①4 mmを超えるもの ②3 mmを超えて、4 mm以下のもの ③3 mm以下のもの 工場用・倉庫用のもの（一般用） 骨格材の肉厚が、 ①4 mmを超えるもの ②3 mmを超えて、4 mm以下のもの ③3 mm以下のもの	38 30 22 34 27 19 31 25 19 29 24 17 27 19 15 31 24 17

建物附属設備

構造・用途	細 目	耐用年数
アーケード・日よけ設備	主として金属製のもの その他のもの	15 8
店用簡易裝備		3
電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備 その他のもの	6 15
給排水・衛生設備、ガス設備		15

車両・運搬具

構造・用途	細 目	耐用年数
一般用のもの (特殊自動車・次の運送事業用等以外のもの)	自動車（2輪・3輪自動車を除く。） 小型車（総排気量が0.66リットル以下のもの） 貨物自動車 タンブ式のもの その他のもの 報道通信用のもの その他のもの 2輪・3輪自動車 自転車 リヤカー	4 4 5 5 6 3 2 4

車両・運搬具（つづき）

構造・用途	細 目	耐用年数
運送事業用・貸自動車業用・自動車教習所用のもの	自動車（2輪・3輪自動車を含み、乗合自動車を除く。） 小型車（貨物自動車にあっては積載量が2トン以下、その他のものにあっては総排気量が2リットル以下のもの） 大型乗用車（総排気量が3リットル以上のもの） その他のもの 乗合自動車 自転車、リヤカー 被けん引車その他のもの	3 5 4 5 2 4

工 具

構造・用途	細 目	耐用年数
測定工具・検査工具（電気・電子を利用するものを含む。）		年 5
治具・取付工具		3
切削工具		2
型（型枠を含む。）、鍛圧工具、打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂・ゴム・ガラス成型用金型、鋳造用型 その他のもの	2 3
活字、活字に常用される金属	購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限る。） 自製活字、活字に常用される金属	2 8

器具・備品

構造・用途	細 目	耐用年数
家具、電気機器、ガス機器、家庭用品（他に掲げてあるものを除く。）	事務机、事務いす、キャビネット 主として金属製のもの その他のもの 応接セット 接客業用のもの その他のもの ベッド 児童用机、いす 陳列だな、陳列ケース 冷凍機付・冷藏機付のもの その他のもの その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器 冷房用・暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気・ガス機器 氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。） カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する織織製品 じゅうたんその他の床用敷物 小売業用・接客業用・放送用・レコード吹込み・劇場用のもの その他のもの 室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの 食事・ちゅう房用品 陶磁器製・ガラス製のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの 事務機器、通信機器	年 15 8 5 8 8 5 5 6 8 5 6 3 6 3 6 15 8 2 5 15 8 3 5 6 5 5 4 4 5 5 6 5 5 6 5 5 6 5 5 6 10

器具・備品（つづき）

構造・用途	細目	耐用年数
時計、試験機器、測定機器	時計 度量衡器 試験・測定機器	年 10 5 5
光学機器、写真製作機器	カメラ、映画撮影機、映写機、望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡	5 8
看板、広告器具	看板、ネオンサイン、気球 マネキン人形、模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 2 10 5
容器、金庫	ボンベ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナーその他の容器 大型コンテナー(長さが6m以上のものに限る。) その他のもの 金属製のもの その他のもの 金庫 手さげ金庫 その他のもの	6 8 10 7 3 2 5 20
理容・美容機器		5
医療機器	消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析・血しょう交換用機器 ハバードタンクその他の作動部分を有する機器回復訓練機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの、自動血液分析器 その他のもの その他のもの 陶磁器製・ガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	4 5 7 6 6 7 6 6 8 4 6 3 10 5
娯楽・スポーツ器具	たまつき用具 パチンコ器・ピンゴ器その他これらに類する球戯用具、射的用具 ご、じょうぎ、まあじょん、その他の遊戯具 スポーツ具	8 2 5 3

機械・装置

設備の種類	細目	耐用年数
食料品製造業用設備		年 10
飲料・たばこ・飼料製造業用設備		10
繊維工業用設備	炭素織維製造設備 黒鉛化炉 その他の設備	3 7 7
木材・木製品(家具を除く)製造業用設備	その他の設備	7
家具・装備品製造業用設備		11
バルブ・紙・紙加工品製造業用設備		12
印刷業・印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備 製本業用設備 新聞業用設備 モノタイプ・写真・通信設備 その他の設備	4 7 3 10 10
ゴム製品製造業用設備	その他の設備	9
なめし革・なめし革製品・毛皮製造業用設備		9
窯業・土石製品製造業用設備		9
鉄鋼業用設備	表面処理鋼材・鉄粉製造業・鉄スクラップ加工処理業用設備 純鉄・原鉄・ベースメタル・フェロアロイ・鉄素形材・鉄管製造業用設備 その他の設備	5 9 14
金属製品製造業用設備	金属被覆、彫刻業・打はく、 金属製ネームプレート製造業用設備 その他の設備	6 10
林業用設備		5
鉱業・採石業・砂利採取業用設備	石油・天然ガス鉱業用設備 坑井設備 掘さく設備 その他の設備	3 6 12 6
総合工事業用設備		6
倉庫業用設備		12
運輸に附帯するサービス業用設備		10
飲食料品卸売業用設備		10
飲食料品小売業用設備		9
その他の小売業用設備	ガソリン・液化石油ガスタンク設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	8 17 8
宿泊業用設備		10
飲食店業用設備		8
洗濯業・理容業・美容業・浴場業用設備		13
その他の生活関連サービス業用設備		6
自動車整備業用設備		15

(注) この表にないもので、お分かりにならないものは、最寄りの税務署にお尋ねください。

電子帳簿等保存制度について

電子帳簿等保存制度は、一定の要件を満たした上で、電磁的記録による保存を可能とする制度ですが、この制度を利用することにより、経理の電子化による生産性向上やテレワークの推進等に資することができます。

○ 電子帳簿等保存

帳簿（仕訳帳等）及び国税関係書類（決算関係書類等）のうち、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものについては、一定の要件の下で、電磁的記録等による保存等を行うことができます。

○ スキャナ保存

決算関係書類を除く国税関係書類（取引の相手方から受領した領収書・請求書等）については、一定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、当該書類の保存に代えることが可能です。

○ 電子取引

所得税及び法人税に係る保存義務者は、取引情報の授受を電磁的に行った場合、一定の要件の下で、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存することが必要です。

※ 令和5年12月末までに請求書・領収書などを紙ではなく電子データでやりとりした場合には、その電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません。詳しくは、国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」をご覧ください。



電子帳簿等保存制度特設サイト